

South China - Asia Business Report

Vol. 74
Jul/Aug
2018

華南・アジア ビジネスレポート

CONTENTS

Briefs

Topics

2018 年上期為替市場の回顧と下期の見通し 3
～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

北京市における工場移転の実態および直近の政府政策 6

Regional Business

Vietnam

駐在員事務所の設立および運営の留意点 9

Thailand

タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説 14

India インドの税制 [69]

インド会社におけるコーポレートガバナンス 20

Philippines

小売業に関する外資規制 24

China

環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と
日系企業移転時の注意点 27

Taiwan

台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容 31

Macro Economy

アジア経済情報: アジア概況 34

Briefs

Topics

2018 年上期為替市場の回顧と下期の見通し～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

2018 年1～3月期のドル円相場は、トランプ政権の減税政策による米財政赤字拡大懸念や、日銀の金融緩和縮小観測を受けて下落基調が継続し、3月下旬には約20カ月ぶりのドル安円高水準となる104.56円を付けた。4～6月期に入ると、堅調な米インフレ見通しやFRB(米連邦準備理事会)のタカ派的な金融政策によりドル円は反発し、110円近辺まで上昇した。相関関係が強いとされていたドル円相場と米金利に関して、年初は一時その関連性が失われていたが、足もとは再び相関関係が見られる。18年下期のドル円相場については、100円近辺まで徐々にドル安・円高が進行するという従来の見方を維持する。

年初のオフショア人民元相場は、中国経済の先行きに対する楽観的な見通しを背景とする、中国株・債券への投資を目的とした資金流入を受けて、ドル安・人民元高が進行した。第2四半期には、米中貿易摩擦の高まりや、軟調な中国の経済指標、そして米ドルの堅調地合がオフショア人民元の重しとなり、オフショア人民元は6.40レベルまで反落した。18年下期のオフショア人民元相場は、引き続き6.2～6.6のレンジ内で安定的に推移していくものと予想する。今後の人民元相場動向は、中国の金融政策よりも米国・欧州などの金融政策に左右されていくだろう。

北京市内における工場移転の実態および直近の政府政策

中国では近年、高度経済成長の一方で、生態環境の破壊や土地資源不足などさまざまな問題が深刻化し、華南地域で工場の都心部からの移転による都市整備が進んでいる。同様の動きは中国各地で加速しており、首都である北京市でも、環境汚染企業の立ち退きと非首都機能の分散が喫緊の課題とされている。このような状況下、北京市政府はこの十数年、段階的に都市機能の再編および土地資源管理に関する政策を発表。昨年までに大規模な製造工場についてはほぼ、郊外や他都市への移転を完了しているとされ、今後は残る中小工場、特に付加価値が低く環境汚染のリスクが高いローエンド産業企業の移転促進に向けた対策が本格化するとみられている。本稿では北京市外移転の実態とともに、近年の北京市政府の政策および移転に際しての留意点について紹介する。

Regional Business

[Vietnam] 駐在員事務所の設立および運営の留意点

日越関係は昨今、政治、経済ともに良好で、17年の対越直接投資額(総認可額)は過去最高の86億4000万ドルを記録した。また、17年の日本商工会会員企業数は1,753社と、03年の4.5倍に増加している。本稿では駐在員事務所に関する一連の業務(設立・運用・閉鎖)にわたり、法令・手続きとともに、実務上の留意点も併せて紹介する。

[Thailand] タイにおける非公開会社の組織再編手法に関する解説

タイでの現地法人設立のハードルは比較的低いものの、外資規制については厳しいと考えられている。また、さまざまな背景から、タイ国における組織再編手法を理解する必要性が高まってきている。本稿では、日系企業の進出事案に焦点をあて、非公開会社(タイ国公開会社法の規制を受けない会社)における組織再編手法に絞って、解説する。

[India] インドの税制[69] インド会社におけるコーポレートガバナンス

昨今の急速な海外事業拡大に伴う経営のグローバル化や、法律の整備強化等による外部環境の変化により、インドを含む海外子会社のコーポレートガバナンスの重要性は日々高まっている。一方でガバナンス強化は容易ではなく、不正やコンプライアンス違反などの問題に直面する企業も数多く存在している。本稿では、インド子会社におけるコーポレートガバナンス強化の法的要件および背景に加え、当地における対応策を含めた動向を紹介する。

[Philippines] 小売業に関する外資規制

フィリピンへの外国直接投資は鈍化傾向にあるものの、活発な国内投資と旺盛な個人消費を背景に、引き続き内販型での進出に高い関心が寄せられている。中でも小売業への参入を検討する日系企業は増加しているものの、外資規制がその参入障壁となっている。外資規制の対象業種を記載したネガティブリストは定期的に更新されており、改訂版のネガティブリストの早期発行が望まれているが、本稿では現時点での規制内容及び問題点について考察したい。

[China] 環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と日系企業移転時の注意点

中国は改革・開放政策を導入することにより、高度経済成長を続けている反面、環境問題が深刻さを増し続けている。このような問題は、本質が環境保護と経済発展のジレンマということにあり、解決には生産企業の資金力・技術力や国民の意識改革など、さまざまな要素が関係する。こうした中、中国の環境保護に関する規制が強化され、新政策が次々と打ち出されている。本稿では環境保護規制による企業移転に関する政策の整理と、日系企業が移転する際に注意すべき点について解説していく。

[Taiwan] 台湾での内部留保課税の概要と所得税法改正内容

台湾では18年1月18日に所得税法改正案が可決され、同年1月1日に遡って施行された。特に営利事業所得税率の引き上げ、内部留保課税率の引き下げと、それに伴う配当時源泉税からの控除廃止等は日系企業の経営に少なからず影響を及ぼすとみられる。本稿では改正内容のうち、内部留保課税の引き下げと配当時源泉税からの控除廃止について、具体的な計算例を交え、改正の影響額と対応策等を解説する。

Macro Economy

アジア経済情報：アジア概況

18年1Qのアジア経済は総じて堅調だった。同時期について国・地域別にみると、中国の成長率は前期から横ばいとなって堅調を維持した。内需の拡大が主因であり、外需については内需拡大に伴う輸入の増加で5四半期ぶりのマイナス寄与となった。

NIEs では、輸出が好調だった韓国が2四半期ぶりのプラス成長に、香港も同様の理由で急加速した。シンガポールは減速したが、主力の輸出は増加を続けた。

ASEAN5では、マレーシア、タイ、フィリピンが加速し、3カ国とも内需が改善した。ただし輸出については、マレーシアは改善したが、フィリピンとタイでは鈍化し、まちまちだった。インドネシアは小幅に減速したが、実勢は底堅かった。ベトナムも減速したが、例年1Qの成長率は低い傾向にあることを踏まえれば、今年は例年に比べて高い発射台となった。インドは16年末の高額紙幣廃止等の影響で、景気は17年前半まで停滞したが、その後は3四半期連続で持ち直した。

通貨の不安定化と米中通商問題などのリスク要因もあり、18年～19年のアジア全体の成長率は緩やかに低下していく見通しである。



2018 年上期為替市場の回顧と 下期の見通し ～ドル円およびオフショア人民元相場を中心に～

みずほ銀行 香港資金部
アジア FX ストラテジスト 張建泰

1. 米ドル／円相場 2018 年上期回顧

2018 年1～3月期のドル円相場は、トランプ政権の減税政策による米財政赤字拡大懸念や、日銀の金融緩和縮小観測を受けて下落基調が継続し、3月下旬には約 20 カ月ぶりのドル安円高水準となる 104.56 円を付けた。

4～6月期に入ると、堅調な米インフレ見通しや FRB(米連邦準備理事会)のタカ派的な金融政策によりドル円は反発し、110 円近辺まで上昇した。6月の FOMC(米連邦公開市場委員会)にて、今年2回目となる 25bps の利上げが決まり、年内の利上げ回数見通しも3回から4回に上方修正された(図表1)。

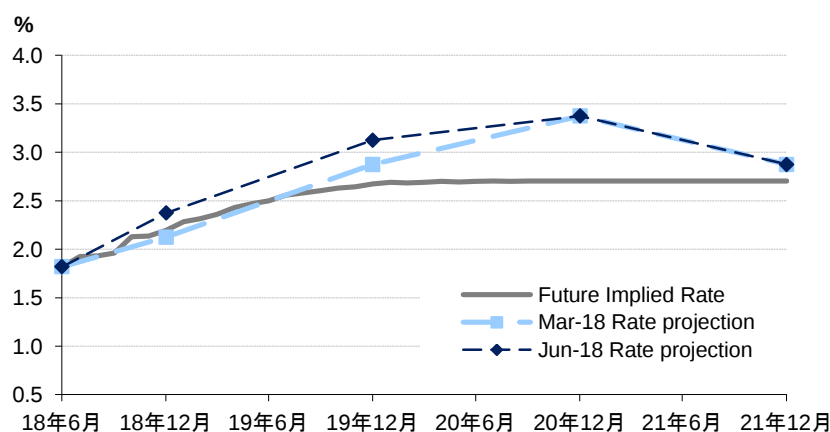
相関関係が強いとされていたドル円相場と米金

利に関して、年初は一時その関連性が失われていたが、足もと再び相関関係が見られる。米国債 10 年金利は一時、7年ぶりの水準である 3.126%まで上昇し、ドル円相場の押し上げ要因となった。また、歴史的な米朝および南北首脳会談が開催されるなど、地政学リスクが後退したこともドル円のサポート材料となった。

米中通商問題や欧州政治不安といったトピックもあるが、今のところ相場への影響は限定的である。日本国内を見ると、森友・加計学園問題により安倍政権の支持率が低下し、アベノミクス終焉の可能性も取り沙汰されているが、現状マーケットへのインパクトは些少である。

米ドル／円相場 2018 年下期見通し

【図表1】 Fed は3月、6月の FOMC で金利見通しを上方修正



18 年下期のドル円相場については、100 円近辺まで徐々にドル安・円高が進行するという従来の見方を維持する(次頁図表2)。

まずドル側の要因であるが、今回の米利上げサイクルは 19 年に終了すると考えている。先の FOMC において、政策金利

のターゲットとされる、中立的な金利水準 (Longer-Run) は 2.875% で据え置かれた。これは 19 年の利上げ余地は限られているということを示しており、仮に今年あと 2 回の利上げが行われたとしても、このこと自体はドル円上昇の材料にはならないだろう。加えて、悪化が

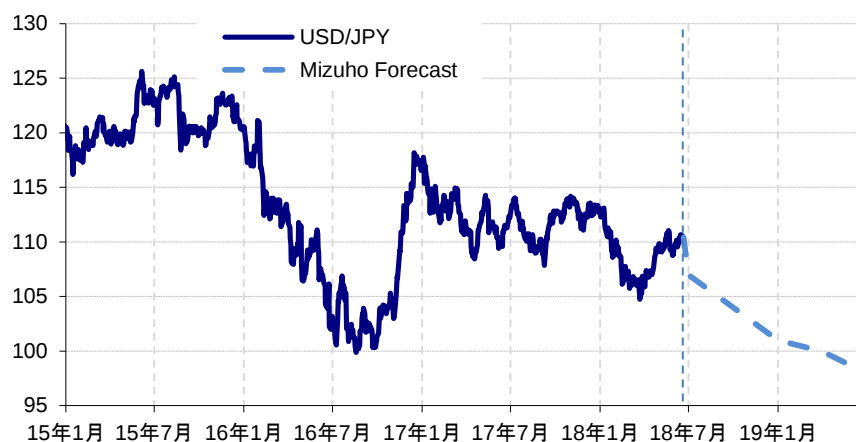
予想される米国財政状況や、保護主義的な政策を進めるトランプ政権がドル安誘導を行うのではないかと懸念も、ドル円の上値を抑える要因となろう。11 月の米中間選挙では、トランプ大統領の再選の行方が展望できると考えられ、もし政権基盤の弱体化を招く結果となれば、逃避通貨である円の需要が高まる可能性がある。

円側の要因については、アベノミクス終焉への思惑が、安倍首相の盟友である黒田日銀総裁により主導される異次元金融緩和の縮小観測を引き起こす可能性を指摘したい。安倍内閣の支持率は低下しており、状況次第では 9 月の自民党総裁選挙における安倍総裁再選が危くなる可能性がある。2% のインフレ目標達成に遠く及ばない現状において、本年中に日銀が金融緩和の縮小に舵を切るのは時期尚早であるものの、マーケットによる日銀の金融政策正常化への思惑は熾り続けると考えられ、円相場をサポートしていくだろう。

米ドル／オフショア人民元相場 2018 年上期回顧

年初のオフショア人民元相場は、中国経済の先行きに対する楽観的な見通しを背景とする、中国

【図表2】ドル円は年末にかけて 100 円に向けて下落していくと予想



株・債券への投資を目的とする資金流入を受けて、ドル安・人民元高が進行した。3月に、オフショア人民元は 15 年8月の人民元切り下げ以降の最高値となる 6.2361 を付けた。高まる人民元高圧力を受けて、中国人民銀行 (PBoC) は基準値算出における反循環的調整要因等の、導入済みの人民元安定化施策を撤廃した。同時に、3月に人民元建て原油先物取引を上場させる等、人民元の国際化に向けた取り組みも再開された。また PBoC 総裁が、周小川氏から長らく副総裁を務めた易綱氏に交代となったが、マーケットの反応は限定的だった。

第2四半期には、米中貿易摩擦の高まりや、軟調な中国の経済指標 (次頁図表3)、そして米ドルの堅調地合が重しとなり、オフショア人民元は 6.40 レベルまで反落した。中国 A 株の MSCI インデックスへの組み入れは中国への資金流入をもたらしたものの、人民元高を押し進めるほどのインパクトは無かった。

米ドル／オフショア人民元相場 18 年下期見通し

18 年下期のオフショア人民元相場は、引き続き 6.2~6.6 のレンジ内で安定的に推移していくものと

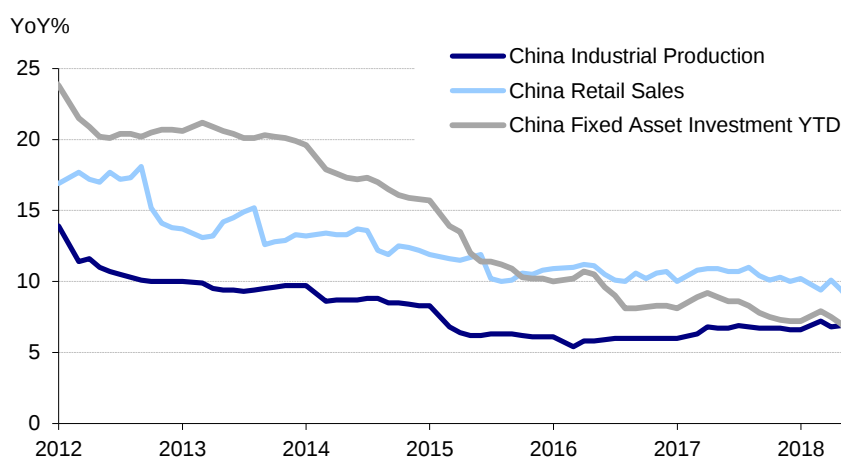
予想する(同図表4)。中国政府指導部は、高成長率の維持にはこだわらない姿勢を示しているものの、中国経済のファンダメンタルズは引き続き底堅く、米ドルが反発基調を強め、グローバルに金融政策が引き締め方向に向かう中、人民元は新興国通貨の中では相対的に底堅く推移するものとする。

米中の通商問題は、全面的な貿易戦争にエスカレートする事態にまでは至っておらず、自国通貨安競争に突入する可能性も考え難い。中国は、引き続き資本自由化と人民元の国際化方針を堅持していくものと見られる。中国からの資本流出圧力はコントロールされている一方で、オンショア債券市場

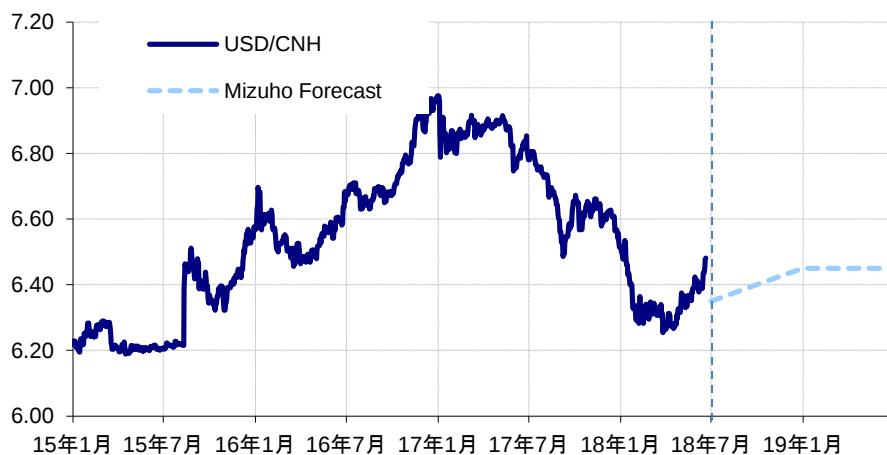
の開放に伴い、諸外国が外貨準備多様化策の一環で人民元持ち高を増加させると予想されることから、中国への資本流入は継続していくものと考えられ、人民元のサポート材料となるだろう。

PBoC はやや緩和的なスタンスを取りつつも、引き続き「穏健で中立的」な金融政策方針を維持するであろうと見られている。他方で、今年中に再度預金準備率引き下げに動く可能性もある。今後の人民元相場動向は、中国の金融政策よりも米国・欧州などの金融政策に左右されていくだろう。

【図表3】 中国経済の成長はじりじりと鈍化



【図表4】 オフショア人民元相場は安定的な推移を見込む





北京市における工場移転の実態 および直近の政府政策

洪 秋燕 みずほ銀行 香港営業第一部
中国アセアン・リサーチアドバイザー課

中国では近年、高度経済成長の一方で、生態環境の破壊や土地資源不足などさまざまな問題が深刻化し、華南地域で工場の都心部からの移転による都市整備が進んでいるのは周知の通りだ。同様の動きは中国各地で加速しており、首都である北京市でも、環境汚染企業の立ち退きと非首都機能の分散が喫緊の課題とされている。このような状況下、北京市政府はこの十数年、段階的に都市機能の再編および土地資源管理に関する政策を発表。昨年までに大規模な製造工場についてはほぼ、郊外や他都市への移転を完了しているとされ、今後は残る中小工場、特に付加価値が低く環境汚染のリスクが高いローエンド産業企業の移転促進に向けた対策が本格化するとみられている。そこで、本稿では北京市外移転の実態とともに、近年の北京市政府の政策および移転に際しての留意点について紹介する。

1. はじめに：背景および近年政策の推移

北京市における企業の移転促進による首都機能の整備は、中国の経済改革が始まった1980年代ごろから始まっていたという。特に近年の華北地域では大気汚染問題が深刻で、2017年10月には習近平中国国家主席が第19回共産党大会の政治活動報告で、中国の環境汚染に言及。「大気汚染に打撃を与え、青空の実現を目指し、汚染を防止しなければならない」と述べている。当局も積極的に環境保護対策を展開しており、北京市および周辺地域において、汚染物質の排出などの違法行為を摘発し、数万社の化学工業、セメント、ゴムなどの企業を閉鎖させたほか、違反企業に対し生産停止や工場閉鎖を命じるなど、厳しい姿勢で臨んでいる。

こうした当局の動きを裏付けているのが、『第13次国民経済・社会発展五カ年計画綱要』¹（以下「五カ年計画」）をはじめとする関連政策である。当該五カ年計画では、16～20年までの小康社会（ややゆとりある社会）の実現に向けた5つの目標のひとつに、汚染物質の排出削減を含む生態環境の相対的改善が掲げられた。これを受け、同年6月には、工業情報化部、北京市・天津市・河北省の各政府が共同で、北京市、天津市、河北省（以下、「京津冀」²）を一つのエリアとして、産業モデルの転換・アップグレードなどの協同発展を

¹ 全人代『第13次国民経済及び社会発展5カ年計画綱要』。対象期間は2016～2020年。

² 京津冀。「京」は北京市、「津」は天津市、「冀」は河北省。すなわち、北京首都圏のこと。

目指すガイドライン³を発表し、移転手続きの簡便化など、行政効率の引き上げを盛り込んだ。さらに、17年12月と18年3月には、「高精尖産業」⁴の誘致および産業園區への入居条件や行政施策の監督・管理などについて明確に規定した⁵。

2. 北京企業移転の特徴および華南地域との相違点

前述のように、北京企業移転の背景には、非首都機能の分散とともに、イノベーションによる経済成長の安定化および環境汚染への対応にあると考えられる。また、移転先については北京市内ではなく、近隣の天津市や河北省が主体となっており、2014年から18年3月までに、北京市・天津市から河北省へ15,000件以上の移転プロジェクトが完了している⁶(写真)。近隣地域を候補地とすることについては、通勤時間約1時間のエリアなら、シャトルバスの提供等による通勤支援により従業員の継続雇用が可能なことのほか、上述のガイドラ



河北省にある建設中の工業園區

イン等に基づき、現地政府の優遇政策もあり、移転手続きが比較的簡便なためのような。

一方、中国の華南地域でも近年、広東省中心部に当たる珠江デルタでの都市化の加速や賃金水準の上昇、さらには環境問題に対する意識向上等により、従来の地域で生産活動を継続することが難しくなり、製造拠点を移転する動きが加速している。ここで、北京市と異なるのは、移転を検討する企業の多くが、同じ広東省内で、賃金水準等が比較的安価な省外縁部の工業団地を志向する傾向が強いことであろう。これは、珠江デルタの各都市が省外縁部の各市とペアになり、移転企業には手続きの利便化や、独自の優遇税制を設けるなど、送り出し側と受け入れ側それぞれの地方政府が企業の移転・受け入れを積極的に後押ししていることがある。さらに、受け入れ側の地方都市では、移転元である各都市の主要産業に沿った専門工業団地を整備するなど、移転を検討する企業にとっても、移転元・移転先の都市にとってもWin-Winとなる施策が施されていることが要因といえるだろう。

3. 北京企業移転にかかる留意点

さて、企業・工場の移転計画を立案するにあたっては、移転先の絞り込みや手続きの確認とともに、直近の関連政策や関連当局へのヒヤリングも欠かせないとする。その理由は近年、環境保護にかかる関連規定がますます厳しくなり、かつその更新頻度が高いことにほかならない。そして、政策の実施においては、省・市や工業園區により、規定の運用状況に実質的な差異が存在するケースが多々見受けられる。また、ハイテク企業の移転受け入れは多くの工業団地で歓迎される半面、

³ 『2016年第27号公告』および『京津冀産業移転指南』。

⁴ ハイレベルで先進的、かつ精密な技術集約型産業を指す。

⁵ 『京政発(2017)第39号公告』、および18年3月発表の『市規画国土発(2018)第88号公告』

⁶ 『中国雄安』(2018年3月19日付)

規定上は受け入れが難しいとされる業種でも、投資強度や想定税収額によっては受け入れ可能とされるケースもあるので、個々の条件についてよく確認することが必要だ。

このほか、移転先の選択にあたっては、検討可能なエリアあるいは工業園區の入居要件を把握しておく必要がある。工業園區により誘致したい産業や入居要件が異なるため、例えば、年間税収総額や、法人の形態、分公司設立の必要是非など移転そのものには直接的に関連しないものも含め、入念な事前確認が不可欠だ。

さらに、コスト面では、物流費用や人件費などのほかに、土地を購入して自社の工場を建てるか、あるいは既存の建物を賃貸しなければならない。北京市内で古くから操業する企業は、当時の廉価な賃貸料で用地利用契約をしたため、移転先の天津市・河北省の賃貸料が移転前の10倍以上に上昇したケースもある。いったん土地・建物の利用契約期間が満期となった場合、北京市内の郊外はもちろん、近隣の天津市、河北省エリアでも、同様な賃料の物件はほとんど存在しない。そのため、信頼できる不動産代理店を通じ、予算や各社の条件に沿った物件を速やかに確保することが重要となる。

4. おわりに

冒頭で述べたとおり、北京市における企業の移転は、今後さらに増加していくことが予想される。日系企業は慎重に事業計画を立て、着実に遂行する半面、事前調査や情報収集、そして決定までに相応の期間を必要とする。しかし中国では、経営環境や政策が急速に変化することも多々あり、

時間がたてばたつほど、移転が難しくなる可能性があることは注意すべきだろう。

特に北京市およびその周辺地域においては、当局の規制強化などを受け、経営コストが短期間に高騰することが考えられる。経済的に競争力の低いローエンド企業は、かかるコストが負担でなくなった場合、北京市から遠く離れた中国のその他の地域へ移転するか、中国から撤退してコストが比較的低い東南アジアへの移転を余儀なくされる事例も起きている。事業計画に大きな影響を与えたり、不必要なコストが発生したりするのを避けるためにも、最新の都市計画や環境関連政策に日ごろから注意を払うことをお勧めする。



【Vietnam】

駐在員事務所の設立および 運営の留意点

Pham Thi Ut I-GLOCAL CO., LTD.

1. はじめに

日越関係は昨今、政治、経済ともに良好で、2017年の対越直接投資額(総認可額)は過去最高の86億4000万ドルを記録した。また、17年の日本商工会会員企業数は1,753社と、03年の4.5倍に増加している。

こうした日系企業のベトナムへの進出形態としては、①現地法人の新規設立あるいは既存現地法人への資本参加、②駐在員事務所の設立という2つの方法が一般的である。駐在員事務所では、売上が発生するような事業活動はできないものの、実際に現地に駐在員を送り、市場調査や市場開拓を行うことは可能とされている。設立・運用にかかるコストも現地法人と比較するとかからないため、将来的に現地法人を設立する準備段階として、駐在員事務所での進出を検討する日系企業は少なくな

い。

駐在員事務所の設立および運用は現地法人と比べて容易に見えるが、近年の法改正に伴い活動範囲が制限され、当局の査察も厳格になりつつある。また、地方管轄機関によって法令の解釈も異なるため、実務上設立が許可されないケースや、設立後あるいは閉鎖時に税務調査で多額の追徴課税を指摘されるなどの事例も少なくない。

本稿では駐在員事務所に関する一連の業務(設

立・運用・閉鎖)にわたり、法令・手続きを説明するとともに、実務上の留意点も併せて解説する。

2. 駐在員事務所の設立とその留意点

(1) 活動範囲

商法 36/2005/QH11 では、外国法人のベトナムにおける駐在員事務所(以下、「駐在員事務所」)は海外法人の付属組織で、ベトナム現地での連絡業務、市場調査、投資を推進する事務所と定義される。

(2) 許可業務範囲

直接的に利益を生み出す活動が禁止されるが、貿易促進の活動はできる。ただし商法で許可される範囲内である必要がある。具体的に、プロモーション、広告、商品の展示・紹介、展示会の主催・参加ができるが、詳細な規定があるので、ご留意頂きたい。

(3) 賃貸契約書

駐在員事務所設立申請には、登記場所の賃貸契約書もしくは覚書を提出する必要がある。法令では、オフィスの条件について明確に規定されていないが、実務上、実質的に活動する意思があることを表明する必要があることから、個室のオフィスが最も望ましく、バーチャルオフィスではライセンスの発

行を否認されたり、ライセンスは発行されるものの、活動期間が最長期間(5年間)よりも短縮される(1~3年間)こともある。また、同様の理由で賃貸契約期間を1年以上にした方が、最長期間のライセンスを取得できる可能性が高くなる。

(4) 本社業務の関連性

一部の業種(例:銀行等)を除いて、駐在員事務所の管轄法は原則として商法であるため、本社の事業内容が商法の対象となるもの(販売活動およびサービス)に限って許可される。しかし、人材派遣、教育など、販売商品またはサービスの種類が特殊だと判断された場合、許可管轄機関が他の専門管轄官庁の意見を求めることもあり、結果として審査時間が通常より掛かり、場合によっては設立許可が却下される可能性もある。

(5) 銀行口座

中銀の通達 32/2016/TT-NHNN によれば、銀行口座名義人は法人格を持たなければならないとされている。最近、駐在員事務所は認可される組織でありながら法人格を待たないと解釈されるようになったため、現時点では駐在員事務所の口座ではなく、本社がベトナムで非居住者口座を開設し、その口座の利用権を駐在員事務所に委任することになり、手続きはやや複雑になっている。

(6) 所長に関する条件

所長が複数の役職を兼任することはできない。特に本社の法的代表者あるいはベトナム現地法人の法的代表者を兼任する場合は問題が生じる。前者では、本来は「代表」取締役のみが該当するが、ベトナム当局の見解では登記簿に記載されている

すべての取締役が該当するケースも稀にある。また後者では、所長は現地法人の法的代表者(一般的に、社長)を兼務することができないので、既に駐在員事務所を持つ海外法人が新しく現地法人を設立し、駐在員事務所の所長を社長に任命したい場合、事前に所長を変更する必要があることから、現地法人設立のスケジュールにも影響する可能性がある。

なお、所長がベトナムに常駐しなければならない規定はないものの、ベトナムを不在にする際には同国にいる他の従業員人に権限を委任する必要がある。この委任は本社の承認を得ていなければならない。また実務上は、駐在員事務所のライセンスを修正・延長する際に、所長のベトナムでの住所の登録を要求されるケースが多い。所長のベトナムでの住所を提供できない場合、所長からの委任状を代わりに提出しなければならないと指摘される事例は最近増えている。

3. 駐在員事務所の運営の留意点

(1) 駐在員事務所の活動範囲

「直接的に利益を創出できる活動」には実務上、顧客との販売・サービス契約書の締結のみではなく、見積りへの署名・提出や、メンテナンス、カスタマーケア、商品の品質管理等も利益を創出できる活動であると見なされる可能性がある。

駐在員事務所における税務調査の際には、事務所に保管されている書類が調査される。許可されている範囲外の活動をしていると指摘され、活動停止や延長却下される事例は少ないが、PE 認定のリスクヘッジの観点からも、書類上で直接的に利益を創出しているとみなされるような表記は避けた方が良い。

(2) 重要報告義務

現地法人と比べて、駐在員事務所の報告義務に関する取り締まりは厳しい。主に年次活動報告、労働者数の変更報告、保険加入状況報告等の報告書があるが、複数の法令文書にて規定されているため、報告漏れが発生しやすく、罰則を受けてしまうこともよくある。特に年次活動報告は極めて重要視されており、提出遅延・漏れは金銭的な罰則だけでなく、ライセンスの延長にも影響するので、必ず期限内に提出したい。

(3) ライセンス修正

設立ライセンスに記載される情報(本社の住所・社名、所長の情報、事務所住所等)に変更があった場合、変更発生日より 60 日以内にライセンス修正申請を行う必要がある。申請書類提出後、不備がなければ5営業日後に新しいライセンスが発行されるので、修正申請漏れがないようにご留意頂きたい。

(4) 所長変更

所長を変更する場合は上記ライセンス修正手続きに沿って行えば良いが、地域によって付随手続きもあるため、慎重に確認・実施する必要がある。例えば、ホーチミン市では申請書類に「旧所長の個人所得税(PIT)義務完了確認書」といった書類の提出を要求される。この確認書は税務署から発行されるもので、旧所長の赴任日から帰任日までの PIT 申告・納付状況をすべて確認されるため非常に時間がかかり、場合によっては3カ月程度かかることもある。この確認書を商工局に提出しなければ、駐在員事務所の新しいライセンスが交付されないため、所長として書類への署名権を持つことができない。

加えて、労働許可証の申請手続きも実施できないリスクがある。

(5) 収支管理

駐在員事務所は売上につながる活動を実施できないため、銀行口座への入金には本社からのみである。一方、支払いは容易に行えることが多いが、この部分は落とし穴が多い。駐在員事務所の経費の証憑は本社の規定に従えばよいとの認識が多いが、ベトナムの税法を厳密に遵守していないこともあるため、税務調査で指摘される。よくある事例として、支払いの際 VAT インボイス(レッドインボイスとも呼ばれる)を入手せず、領収書のみをもらうことがある。税務調査実務では、駐在員事務所が購入した商品・サービスの VAT インボイスがない場合、事務所経費とみなされず、駐在員事務所の従業員(特に所長)のベネフィット等と見なされ、個人所得税の課税所得とされる事例も多い。

対策として、収支管理表・現金出納帳を作成し、レッドインボイスも入手し添付することである。また、収支管理表・現金出納帳を日本語等で作成した場合、税務調査時に速やかに当局に提出できるようベトナム語訳も用意しておくことをお薦めしたい。

(6) PE 認定リスク

ベトナムにおける PE の範囲の認識は、日越租税条約に規定されている。その中でも、本テーマと関係する「支店 PE」には、事業を管理する場所、支店、事業所、工場、作業場、鉱山・石油または天然ガスの坑井、採石場その他天然資源を採取する場所、および倉庫が含まれる。

駐在員事務所は本来、市場調査と連絡事務所と

しての業務しか認められず、それを超えて「本社の事業を行う」とみなされると、PE 認定されるリスクがある。

ベトナムの法令では、まだ駐在員事務所の PE 認定が明確に規定されていないが、駐在員事務所の活動範囲が近年限定されてきており、厳密に規定されるようになっていることから、駐在員事務所に関する取り扱いも厳格になりつつあると考えられる。

実務上、ベトナムでの駐在員事務所で外国企業がベトナムに PE があると認定された事例はまだないが、上記傾向から、ベトナムでも中国のように近い将来には PE 課税制度が導入される可能性もあると考える。そのような状況を踏まえて、駐在員事務所の現地法人化を検討・設立し始める事例も見受けられる。

4. 駐在員事務所の閉鎖の留意点

(1) 従業員との労働契約書の解約

駐在員事務所閉鎖の際は、労働法第 36 条に基づき、労働契約書を自動的に解約することとなる。従業員との合意は不要であり、従業員に賠償金等を支払う義務はない。勤務期間が1年以上の従業員には原則として失業保険局から失業手当が支給されるが、失業保険に加入しなかった期間は会社から支払う必要がある。

なお、駐在員事務所の閉鎖に伴い、駐在員事務所の従業員を現地法人に転籍させることはよくあるが、形式上は別々の組織とみなされるため、まずは駐在員事務所との労働契約書を解約し退職金が発生すれば従業員に支給したうえで、現地法人と新

たに労働契約書を締結する。現地法人が駐在員事務所の従業員を継続して雇用する義務はない。

(2) 税務調査

駐在員事務所の閉鎖の際には、設立から閉鎖までの間に勤務した従業員（外国人およびベトナム人）の個人所得税について、正しく申告・納付したかを確認するため税務調査が実施される。

一般的に提出が求められる書類は以下の通りである。

- ① 現金出納帳（ベトナム語版）
- ② バンクステートメント（銀行口座の入出金明細）
- ③ 駐在員事務所が購入した商品・サービスに関するレッドインボイス（コピー）
- ④ 個人所得税の月次／四半期申告書及び年次確定申告書
- ⑤ ベトナム従業員の労働契約書及び給与賞与明細
- ⑥ 出張旅費、電話手当等の諸手当に関する社内規定

実務上は追徴課税や罰金の金額は、担当税務調査官の裁量によるところが大きく、また下記に当てはまる項目があった場合は、税務調査の際に指摘されるリスクが高いと考えられる。

- ① 駐在員事務所だからという理由で、レッドインボイスを入手していない
- ② インボイスのない立替費用がある

- ③ 出張手当の社内規定がない(規定があれば損金算入可、従業員の個人所得税も非課税)
- ④ 課税対象の手当を支給したが、正しく申告されていない

税務調査に対する事前対策として、駐在員事務所には常日頃からリスク管理を徹底し、関連証憑を整備することをお薦めしたい。

5. 終わりに

駐在員事務所の活動範囲は今後、さらに限定されていく傾向にあるとみられる。本社が行っている業務内容によって設立が制限されることや、将来的にはPE認定の可能性もあるなど、駐在員事務所に対するベトナム政府の管理はさらに厳格になっていくと考えられる。一方、現地法人設立の手続きは以前より容易になりつつあり、ベトナム政府が駐在員事務所よりも現地法人での設立を奨励する意図が垣間見える。現地法人設立に向けた検討段階では、設立や運用コストのメリットから駐在員事務所の設立も有用な選択肢の一つとなるが、本稿で説明した設立・運用・閉鎖の手続きや留意点を十分に把握した上で、より慎重に設立を検討し、厳格に運用することをお勧めしたい。



PHAM THI UT
(ファム ティ ウット)
I-GLOCAL CO., LTD.
Senior Consultant

1988 年生まれ。ホーチミン市貿易大学で経済学と日本語を学ぶ。卒業後、日本に短期語学留学し、ベトナムに帰国後、2011 年 I-GLOCAL 入社。多数の日系企業のベトナム進出をサポートしており、現地の人事労務分野に特化したコンサルティング業務に従事する。



【Thailand】

タイにおける非公開会社の 組織再編手法に関する解説

子田 俊之 FAIR CONSULTING (Thailand)

はじめに

JETRO の調査によると、タイにおける日系企業の進出企業数は 1,764 社(バンコク日本人商工会議所登録会員数、2018 年4月1日時点)に上ります。一方で、少し古いデータですが、タイ国商務省に登録されている日系のタイ法人数は 8,890 社(14 年 11 月時点)となっています。この数値の違いは、バンコク日本人商工会議所登録会員は、現在事業運営が行われている企業が登録されているのに対し、商務省のデータは休眠、清算状態を含めた法人登録が残っている企業数に基づくものであると考えられます。また、帝国データバンクによると、タイに関係会社、関連会社、持分出資、あるいは駐在員事務所の設置を通じて事業を営んでいる日本企業数は 4,788 社(16 年4月時点)となっており、ASEAN 加盟国 10 カ国において、タイが日本企業の進出先としては最多となっています。

タイにおいては、法人の設立は許可制ではなく登録制となっており、特段の要件が無ければ、1カ月程度での法人設立登記ができてしまうことから、比較的現地法人設立のハードルが低いと考えられます。一方で、外資規制については比較的厳しいものがあり、外国人事業法8条において、外国人がタイ国で事業を行うことができない業種が定められており、基本的には製造業を除く事業を行う企業については、外国法人以外の形態(タイ内国法人)で事

業を行わなければならないため、一つの日系企業が、外国人出資比率の異なる複数法人を設立して事業を行っている事例も多くみられます。

外国人事業法における「外国人」の定義は、外国人事業法4条において、①タイ国籍を有しない個人、②外国で設立された法人、③資本を構成する株式の 50%以上を①または②が保有しているタイ国法人、④マネージングパートナーまたはマネージャーが①である有限パートナーシップまたは登録普通パートナーシップ、⑤資本の 50%以上を③または④が保有しているタイ国法人、となっており、ここでいう資本の 50%以上の割合は議決権でなく、株式数でカウントされます。一般的な日系企業の「外国法人」というのは上記した③あるいは⑤の形態をとっており、逆に「タイ内国法人」とは③あるいは⑤に当てはまらない法人、すなわちタイ個人あるいはタイ内国法人が株式の 50%以上を保有している法人、ということになります。

このように、日系企業が複数の関係会社、関連会社を持っているケースが多いこと、また、タイにおける事業状況の変化、投資規制の変化、未だに活発なタイ国への投資意欲、タイ企業による日系企業の買収、あるいは日系企業の売却事例も多くなっていること等、さまざまな背景から、タイ国における組織再編手法を理解する必要性が高まってきていると考えられます。本稿においては、日系企

業の進出事案に焦点をあて、非公開会社(タイ国公開会社法の規制を受けない会社)における組織再編手法に絞って、解説していきます。

タイにおける組織再編手法

日本においては、株式買収の方法による支配権の獲得とともに、会社法において、組織法上の行為である、吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換、株式移転といった組織再編手法が明確に規定されています。また、取引法上の行為となる事業譲渡等についても会社法に定められています。一方で、タイにおいては、株式譲渡、事業譲渡については、通常取引行為として認められている中で、タイの会社法の位置づけとなる民商法典(以下、民商法)上は新設合併(Amalgamation-民商法 1238条以下)のみ認められており、吸収合併や会社分割、株式交換及び株式移転については規定がありません。実務的には、事業譲渡と会社清算を組み合わせる方法で、吸収合併と同様の経済的な効果を得ることができますが、法的には、事業譲渡は消滅会社の資産、権利義務が包括的に存続会社に帰属する事となる吸収合併とは異なり、資産、契約の個別譲渡となっています。

次項ではタイにおける組織再編手法として、株式譲渡、事業譲渡、新設合併に関する手続き等の解説を行います。

株式譲渡による組織再編

株式譲渡の方法は、①既存発行株式の譲渡によるものか、②第三者割当増資により、既存の株主の保有する株式を上回る新株の引受を行い、買収会社の支配権を得る方法があります。いずれの方法も、後述する事業譲渡に比べて法的な手続き

は簡便であり、最も利用されている方法であると考えられます。しかしながら、第三者割当増資について、タイの非公開会社は閉鎖企業を予定した形態であることから、第三者割当増資を行うことが認められていません。民商法 1222 条1項には、新株発行は既存株主に対して、その出資比率に基づいてのみ行われるとされており、既存株主が新株発行を引き受けない場合には、当該既存株主がその旨を取締役会に通知することによって、取締役会が当該未引受の株式について、他の既存株主に対して割り当てることができるされています。その為、実務上は、①第三者である新株主(買収者)が既存株主から1株を譲り受け既存株主になった上で、②新株主を含めた既存株主に対して新株発行を通知、③新株主を除く既存株主が新株発行を引き受けない旨を取締役会に通知、④新株主に対して新株発行を引き受け、という流れによって、第三者割当増資を行うこととなります。当該第三者割当増資の方法は買収対象会社に資金需要がある場合に採られる方法であると考えますが、手続き上、既存株主からの株式譲渡を受けなければならないことから、既発行株式の譲渡による買収と違いはないものと考えます。

株式譲渡の法律上の手続きは、非公開会社の場合には比較的簡便に処理を行うことができます。まず、民商法 1129 条2項に定められる株式譲渡証書を作成します。当該株式譲渡証書の必要記載事項は、譲渡の対象となる株式数、および株式番号、そして譲受者、譲渡者の署名、および各署名者に対して1名の証人(Witness)の署名になります。当該株式譲渡証書は商務省への届出をするものではありませんので、英語で作成することが一般的です。また、非公開会社においては、株式の譲渡につい

て、取締役会あるいは株主総会の承認を必要とすることを会社の付属定款で定めていることが多く、このような定款上の要件がある場合には、取締役会あるいは株主総会を実施します。これらの手続きが完了したら、株主総会后14日以内に商務省へ株主リスト(Bor Jor5)の変更登記を行います。譲受人は適切に株式の譲受が完了したことを確認すること、および第三者対抗要件を満たすために、登記変更後の株主リスト、および会社の書き換え後の株主名簿、株券の交付(民商法1127条)を受けるとよいと考えます。

株式譲渡価格は、原則として市場価格となります(歳入法65条の2(4))。しかしながら非公開会社については、対象会社の直近の監査済み財務データから1株当たり純資産を計算し、市場価格とすることもできるとされています(歳入局回答 Gor. Kor.0811/04265)。前述した株式譲渡証書には譲渡価格の記載はされず、また、その他買収に関する詳細条件を記載するため、当事者間同士での株式譲渡契約書を別途作成、締結することが一般的です。

上記の他、株式譲渡の方法を採用する場合の考慮点につき、後述する事業譲渡の方法と比較したものが表1になります。

表1は株式譲渡と事業譲渡の一般的な特徴をまとめたものですが、株式譲渡を行う場合には、外資規制に関して特に注意が必要になると考えます。譲受者側の意図する、買収後の株主構成が対象会社の事業に関する外資規制に抵触する場合、株式買収を行うことができません。こうした場合は外資比率を保つため、タイ内国法人等を利用した株式譲受のスキームを検討する必要があります。

事業譲渡

事業譲渡は法的には、買収対象事業に含まれる資産の譲渡および負債の引き継ぎの取引となります。事業譲渡を行う場合には、対象となる事業の洗い出しを行った上で、当該事業に含まれる、資産および負債について、通常の売買処理と同様に市場価格にて取引を行います。事業譲渡の実体は個別取引となり、選定された資産、負債、あるいは契約、従業員等を個別に判断しながら譲受、引き継ぎを行っていくため、不要な契約、税務リスク等の移管を避けることができる所に譲受者側の大きなメリットがあると考えられます。しかしながら個別取引になりますので、各項目について契約、合意が必要になり、非常に煩雑な検討が必要になります。

また、通常の売買になるため、資産の売却取引については譲渡者がVAT7%を付加して請求しま

【表1】 株式譲渡と事業譲渡の比較

	メリット	デメリット
株式譲渡	- 法律上の手続きが簡便 - 対象会社を一体として買収できる - 売り手側株主が対価を直接得ることが可能 - 株式保有構成を含めた再編が可能	- 対象会社の潜在的債務、税務リスクを承継する - 株式を外国人が譲り受ける場合、外資規制に抵触する可能性がある
事業譲渡	- 対象会社の事業、資産の区分譲渡が可能 - 対象会社の潜在的債務、税務リスクが継承されない	- 法律上の手続きが複雑 - 税務上の恩典、繰越損失の継承ができない - 売り手側株主が対価を直接得られない

す。加えて、譲渡者に発生する譲渡損益については、法人税課税の対象となります。つまり、譲渡益が発生する場合には、当該譲渡益に法人税が課され、譲渡損が発生する場合には、当該譲渡損は損金に計上可能となります。但し、譲渡資産の中に土地、建物が含まれる場合には、以下の表2に従った課税が行われます。

資産の譲渡は譲渡者側の過去の投資が実現する取引になりますので、上記した課税関係については譲渡者側に発生する課税が主なものになります。しかしながら、タイにおいては、特定の要件を満たす事業譲渡取引、すなわち全部事業譲渡(Entire

Business Transfer)および部分事業譲渡(Partial Business Transfer)については税務上の簿価引継(法人税課税の繰り延べ、あるいは免税)が受けられることとなっています。

全部事業譲渡と部分事業譲渡

全部事業譲渡、あるいは部分事業譲渡はタイの税制上の事業譲渡スキームになり、日本における適格組織再編と類似した趣旨の税制となっています。次項では全部事業譲渡および部分事業譲渡の認定要件と、税務上の取り扱いについて解説します(表3)。

【表2】 土地・建物に関する課税関係

税目	課税関係	課税標準、税率及び負担者
法人税	土地建物簿価と譲渡価格の差額が譲渡損益となり、年次の法人税申告にて課税が行われる	譲渡者側で譲渡益に対して確定申告により法人税が課税される。譲渡損となる場合は損金算入が可能。
源泉税	土地建物の譲渡に関する源泉徴収課税	譲渡者が譲渡対価に対して1%を源泉徴収する。譲渡者の前払法人税となる
特定事業税	土地建物取引にかかる付加価値税の代替課税。土地建物取引について VAT は対象外となる	譲渡対価に対して3.3%の課税が行われる。通常は譲渡者が負担する
登記手数料	不動産の登記手数料	譲渡対価に対して2%の納付が必要。通常は譲渡者と譲受者でそれぞれ1%を負担する

【表3】 全部事業譲渡の要件および課税関係

要件の根拠法令等及び内容	
歳入法第74条(1)	① 譲渡会社のすべての資産および負債が譲渡されること ② 譲渡会社が事業譲渡を行った事業年度内に解散登記を行い、清算手続きに入ること
勅令 No.542	譲渡会社が事業譲渡の対価として譲受会社の株式交付を受けるときに限り、譲渡利益に対する法人税の課税を免除する
課税関係	
法人税	譲渡会社側で免税(簿価譲渡となる)
付加価値税	資産の移転に関して、譲渡者側は VAT を賦課する必要なし
土地建物の移転に関する課税	源泉税に関して免税 特別事業税に関して免税 登記手数料に関しては通常通り2%が賦課される
印紙税	免税
繰越欠損金	譲渡対象会社の繰越欠損金は引き継ぎなし、譲受会社側の繰越欠損金は引き続き利用可能

全部事業譲渡については、要件は非常にシンプルで、①全部の資産負債が譲渡され、②譲渡会社はその事業年度内に清算手続きに入ること、というものになっています。また、手続き上は事業譲渡日から 15 日前の歳入局への通知、および事業譲渡日から 30 日以内に歳入局へ全部事業譲渡申請の届出を行う必要があります。譲渡会社は清算手続きに入りますので、譲渡会社に対して、清算時の税務監査が行われます。また、勅令 No.542 により、譲渡対価が譲受会社の株式であることが法人税の免税要件となっており、当該譲渡対価である株式は譲渡会社に交付された後、清算を経て、譲渡会社の株主へ分配されるという流れになることから、譲渡会社の株主の投資が継続しているかどうかという観点での要件の設定になっていると考えられます。しかしながら、非公開会社の第三者割当増資が認められていないことや、譲受会社側の外資規制の観点から、株式を対価として交付することが、実務上は難しい面もあると考えられます。

表4は部分事業譲渡に関する要件になります。会社の一部事業の譲渡であったとしても上記要件を満たす場合には、VAT および特別事業税についての免税を得ることが可能になります。部分事業譲渡は全部事業譲渡と異なり、譲渡会社の清算は行われないことから、事業譲渡の前後において、資本関係の継続がなされていることが要件に入ってい

ますが、株式を対価としなければならないという要件はありません。

全部事業譲渡および部分事業譲渡については上記する要件を満たす場合に免税措置が得られるものとなっていますが、歳入局への届出等を行った上で、承認が得られない場合には、通常の事業譲渡となり、前述した一般的な課税が発生することになります。

新設合併

新設合併はタイ民商法で唯一認められている組織法上の行為になり、その法的な手続きは同法に規定されています。新設合併を行う被合併法人は株主総会において特別決議を行い、新設合併の承認を行います。また、合併決議が行われた後に合併消滅会社にて合併決議の登記および新聞公告を行い、60 日間の債権者保護手続きを経たうえで、合併法人の設立登記を行うこととなります。被合併法人に関しては、法的には合併決議の登記が行われた後、通常の清算手続きを経ることなく、自動的に解散されますが、税務上は合併決議時の財務諸表について、作成、監査をうけた上で、法人税申告を行い、その後の税務調査を経て税務を含めた解散手続きが完了することになります。また、新設合併においては、被合併法人から合併法人へ資産と負債の移転、引き継ぎが行われますが、この移転

【表4】 部分事業譲渡にかかる免税要件の根拠法令(勅令 No.516)の内容

- ① 譲渡会社および譲受会社のいずれもがタイ国内法に基づき設立された法人であること
- ② 事業譲渡日の前において、譲渡会社と譲受会社の間に 50%以上の資本関係(親子関係、もしくは兄弟会社の関係)がある事
- ③ ②の資本関係が事業譲渡日の属する事業年度の末日以降6カ月以上継続すること
- ④ 譲受会社の純資産の金額が、譲渡事業の純資産価額以上であること
- ⑤ 事業譲渡日の前において、譲渡会社と譲受会社が歳入局長の指定する書類を歳入局へ提出すること
- ⑥ 単なる資産譲渡でなく、事業譲渡であること

【表5】新設合併の課税関係

法人税	被合併会社側で免税(簿価譲渡となる)
付加価値税	資産の移転に関して、被合併会社側は VAT を賦課する必要なし
土地建物の移転に関する課税	源泉税に関して免税 特別事業税に関して免税 登記手数料に関して免税
印紙税	免税
繰越欠損金	被合併会社の繰越欠損金は引き継ぎなし
減価償却資産の引き継ぎ	被合併法人の残存耐用年数および残存簿価を引き継ぎ、従来の減価償却の方法により、償却計算を継続する

や引継ぎについては、事業譲渡のような個別取引として捉えられるものではないことから、すべて免税となります。しかしながら、法人税上の繰越欠損金については、合併法人に引き継がれることはなく、被合併法人の税務として、解散とともに消滅することになります(表5)。

おわりに

タイにおいては、組織再編手法としては株式譲渡による買収、事業譲渡、あるいは新設合併の3種類の方法しかなく、そのうち、新設合併については実務上の手続きが複雑なため、多く用いられる手法ではありません。つまり、タイにおいて組織再編行為を行おうとした場合に検討するのは、株式譲渡または事業譲渡となり、選択肢が限られることから、比較的方法論としては決定しやすいと言えるかもしれません。しかしながら、株式譲渡に関しては外資規制の論点に抵触する可能性があること、事業譲渡に関しては税務上の検討事項として複数の選択があることから、いざ検討を始めると、スキームがなかなか決まらないといった状況になることが多く発生します。また、本稿ではあまり解説をしていますが、タイにおいて日系企業は BOI 等のライセンスを保有して、投資奨励、恩典を受けているケースが多く、当該ライセンスがどのように引き継ぎされ

るのか、あるいは引継ぎがされないのか、といった細かい考慮も必要となります。組織再編を行う場合には、各個別企業の状況、意図によって、組織再編手法は当然異なってくるものではありませんが、検討するにあたり、本稿が最初のガイドラインとなれば幸いです。



子田 俊之
(こた としゆき)

日本国公認会計士

PT Fair Consulting INDONESIA



システムコンサルティング会社にて約5年間、複数の基幹業務システム導入プロジェクトに従事。公認会計士試験に合格後は、あらた監査法人の金融部にて多くの外資系大手金融機関に会計監査及び内部統制監査を実施。監査法人在任中には米国プライスウォーターハウスクーパースに赴任し、米国での業務経験を得る。現在、システム及び会計に関する知識と経験を活かし、インドネシアにおいて、クライアントの視点に立った幅広いサービスを提供している。



【India】インドの税制 [69]

インド会社における コーポレートガバナンス

井上 ゆかり KPMG インド

1. はじめに

昨今の急速な海外事業拡大に伴う経営のグローバル化や、法律の整備強化等による外部環境の変化により、インドを含む海外子会社のコーポレートガバナンスの重要性は日々高まっている。一方で、インドにおける“ガバナンス強化”は多くの日系企業にとって容易なものではなく、大変苦慮しているのが実情であり、結果として不正やコンプライアンス違反などの問題に直面する企業も数多く存在している。本稿では、インド子会社におけるコーポレートガバナンス強化の法的要件および背景に加え、当地における対応策を含めた動向を紹介する。

2. コーポレートガバナンス要求の変遷

1956年に制定されたインド会社法は、同国における企業設立、組織運営および管理全般について定めており、50年以上にわたり運用されてきた。しかし同法には企業ガバナンスに関する包括的な規定が存在しておらず、91年の経済開放以降の経済の急拡大や、国際的な企業のインド進出に伴うグローバル化等、コーポレートガバナンスの重要性が高まるなかで、整備が待たれる状況であった。

そんな中、2009年に発覚した大手IT企業のSatyamにおける粉飾決算事件や、10年に発覚したCitibankの顧客窓口担当幹部による不正な投資勧

誘事件等、国際社会におけるインドという国自体の信頼性を損なう事件が2000年代に入り相次いで発生した。これらの事件は、インドにおけるコーポレートガバナンスと内部統制のせい弱さを露呈させ、インド企業省によるガイドラインの制定(10年)、13年新会社法の制定(14年4月施行)等、コーポレートガバナンス強化に向けた政府の対策を促進させる結果となった。

14年の新会社法施行以降も、重大不正捜査局(SFIO¹)の設置、電子情報技術省(MEIT²)による国際サイバーセキュリティ政策発行のほか、16年の会社法審判所(NCLT³)の設置、18年の新会社法改定等、企業に対するガバナンス要求は強化され、またそれを取り締まる政府の体制構築も進んでいる。

3. インド会社法(2013)下のガバナンス要求

14年4月1日より順次施行された新会社法では、コーポレートガバナンスに関する取締役の責任の明確・厳格化、内部統制システムや内部告発制度の設置義務が明文化された。またそれに違反した場合の刑事罰も含む懲罰の明確化や、会社法に関する判断を下す司法機関であるNCLTの設置と、実行に向けた包括的な対策が取られている。

¹ Serious Fraud Investigation Office

² Ministry of Electronics and Information Technology

³ National Company Law Tribunal

(1) 取締役の責任の明確化

166 条にて取締役の責任が明確化され、新会社法上全体としても、旧法では当局が担っていた監視監督機能を、企業自らが担い、コンプライアンス順守の義務を負うことになった。取締役は企業における内部統制が適切に運用されていることを保証、および報告する義務を負うことが明確化され、その義務を怠った場合、禁固刑を含む厳格な罰則が与えられることが規定された。

(2) 社外取締役や主要経営責任者 (KMP: Key Managerial Personnel) の任命

149 条4項にて社外取締役、203 条1項(および附属規則8章8項)にて主要経営責任者の任命義務を負う会社が明確化され、各々が企業ガバナンスにかかる責任を負うこととなった(表1)。

(3) 内部統制システムの構築

附属規則8章5項で取締役会報告書内での報告義務、143 条3項 (i)(監査人の責任および監査基準)で監査人より内部統制が有効に機能しているかについて述べることが要求された。つまり、企業を運営する取締役と、その企業運営を監査する監査人の双方に内部統制の適正性および有効に機能しているかを確認および担保することを求めている(次頁表2)。

(4) 内部告発制度の設置義務

177 条9項にて内部告発制度の設置対象企業が明確化された。実務上では対象に該当しない多くの企業が、内部統制活動の一環として、監査人のアドバイスを受けるなどして当該制度を設置している(同表3)。

【表1】

社外取締役の任命: 149 条 4 項	
対象	上場企業および、下記要件のいずれかが該当する公開企業
適用要件	- 資本金: 1 億ルピー以上 - 売上高: 10 億ルピー以上 - 負債総額: 5 億ルピー以上
実施事項	- 取締役のうち、1/3 を社外取締役とする - 財務報告の誠実性、およびそれにかかる内部統制が正しくあることを確保する
主要経営責任者の任命: 会社法 203 条 1 項	
対象	すべての上場会社および、以下の要件を満たすすべての公開会社
適用要件	振込資本金 1 億ルピー以上
KMP の定義	- CEO、MD、経営責任者、常勤取締役 - 会社秘書役 (Company Secretary)(注) - CFO(最高財務責任者)等 いずれも、取締役会で任命される。
実施事項	- 常勤の KMP の任命義務があり、KMP の欠員は、欠員から 6 カ月以内に任命の義務がある - KMP はコンプライアンス順守に責任があり、コンプライアンスに違反があった場合取締役でなくとも“役務不履行役員”として処罰の対象になる

注: 該当条項にて、会社秘書役の主要経営責任者としての任命が必要ない企業についても、払込資本金 5,000 万ルピー以上の企業については、常勤会社秘書役の設置義務がある。

【表2】

取締役報告書での報告義務: 会社法附属規則 8 条 5 項	
対象	インドの会社法に基づき、設立されたすべての企業が対象
実施事項	財務報告にかかる内部統制の適切性について詳細に取締役会にて報告する
監査人の責任: 会社法 143 条 3 項	
対象	インドの会社法に基づき、設立されたすべての企業が対象
適用要件	上場企業および一定の規模の公開会社: 組織全体の内部統制 上記以外の公開会社および非公開会社: 税務報告にかかる内部統制
実施事項	- 内部統制を構築・運用する必要がある、その有効性について法定監査人により評価され、監査報告書内にて適切な財務報告にかかる内部統制を有しているか、有効性の有無が述べられる - インド勅許会計士協会 (ICAI: Institute of Chartered Accountants of India) の発行する内部監査にかかるガイダンスに沿って内部統制システムを構築することが求められる

【表3】

内部告発制度の確立: 会社法 177 条 9 項	
対象	すべての上場会社および、以下の要件を満たすすべての企業
適用要件	- 地方公共団体、地方公営企業、公団から受け入れた公的預金を保有 - 銀行からの借入金、および PFI(プライベート・ファイナンス・イニシアティブ)の総額が 5 億ルピーを超える
実施事項	- 監査委員会設置会社(資本金: 10 億ルピー以上)は監査委員会が役割を担い、それ以外は取締役会により任命を受けた取締役が、役割を担う - 誠実な内部告発を促すための体制を構築・供給し、内部告発者への迫害を防ぎ、適切な保護手段を提供する

4. ガバナンス強化の現状と不正

インドは 91 年の市場開放後の海外からの急激な投資の増加、そして経済成長を背景に、世界から有力な投資先として注目されてきた。その経済成長に合わせるように、インド企業は組織運営・プロセス構築よりも、スピード感をもった企業拡大を優先してきた背景がある。また文化的にも年功者・上位役職者の行動に異を唱えることは難しく、それも内部告発が推進されてこなかった一因である。

ガバナンス強化の背景にある法的要件等は前述してきた通りだが、強い要請がありながら、多くの企業が内部統制や業務システムを、事業オペレーションと並行しながら現地主導で構築しているのが実情であり、結果としてガバナンス強化の促進を難し

くしている。またガバナンス強化が促進されないことで、当地にて不正事例に直面している企業が多くあることも一つの事実である。

2017 年に実施された不正実態調査⁴によると、78%の企業において不正発生件数が増加し、不正が発覚した企業のうち 68%の企業が直接的な影響を受けたと回答している。また、重大不正捜査局の調査によると、11~12 年期から 14 年6月までの約 3年半の期間において、1,080 億ルピー(約 2,052 億円)を超える企業不正が発生したと公表しており、ガバナンス強化は法的要件を満たすために必要な活動であるだけでなく、企業発展を阻害する要因を排除するという意味においても、不可欠な活動であると言える。

⁴ Kroll Global Fraud and Risk report, 2017

不正発生の要因は大きく分けて4つに分類することが可能である。裏を返せば、これらの要因をなくすことが、不正発生を防ぐ方法となり得る(表4)。

5. ガバナンス強化に向けた業務プロセス・システムの構築と日系企業の課題

ガバナンス強化に向けては、日本本社もしくはインド子会社それぞれがどの程度の役割と責任を負うかというレベル感はあるが、双方が協力して体制を整えることが重要と言える。十分に現地経営陣が管理に目を光らせていたとしても、実際に現場で仕事をする中で、すべての人間を疑いながら業務を遂行することは不可能であり、チームを信頼し権限を委譲することなしに、組織の成長は望めないという事実もある。

だからこそ現地子会社からの報告を分析し、管理監督の義務を持つ親会社が指摘することが重要であり、またその指摘は曖昧な“提言”ではなく、具体

的な活動の指示でなくてはならない。

ガバナンスの制度、内部告発制度を運用するのと同様に、親会社-子会社の経営陣間においても、相互に協力する手順やルールを作り、第三者機関による運用チェック、そして親会社への定期報告実施等、組織的なガバナンスの仕組みそのものを構築することが急務の課題であると言える。

井上 ゆかり

(いのうえ ゆかり)
KPMG インド(デリー)
アソシエイト ディレクター



日系コンサルティングファームにて、組織コンサルティングに従事。関連分野で講師やコメンテーターを務めた後、2010 年よりインドにて日系企業に対する M&A、ビジネスアドバイザー、リスクアドバイザーを提供し、多くの不正事例に関連した組織・プロセス改善に携わる。日系企業のインド子会社に対するガバナンス体制構築のためのプロジェクトを中心に、インドにおける日系企業のサポート業務に携わっている。

【表4】

制度上の問題	- 経理財務チームによる、効果的でない統制 - 不適当な権限移譲 - 社員の職位や等級制度に問題を引き起こす複雑な組織ヒエラルキー - 内部統制上の不備 - 弱い権限制御体制 - 社内規定やプロセスの未整備 - 非効果的な報告体制
運用上の問題	- 属人的な運用プロセス - 曖昧なベンダー / サプライヤー選択プロセスや評価・管理体制 - 過度に柔軟な、承認プロセス
人の問題	- 過度に柔軟な、承認プロセス部門長による外部利害関係者との取引のコントロール - 他部門と協力せず、各々が独立して各部門長が業務を実施 - 日本人マネジメントと現地ローカルスタッフとの信頼関係の構築協力体制の不備 - 長年にわたり勤務している現地ローカル社員への過度な依存
システムの問題	- IT システムの未整備、非効率的な利用 - 弱い IT の全体統制 - 不十分なデータバックアップ、復旧管理体制



【Philippines】

小売業に関する外資規制

寺田 未来 Teradatrust Advisory Inc.

1. はじめに

ドゥテルテ政権は年率7～8%の GDP 成長率維持を目指し、Build-Build-Build と称される大規模なインフラ整備計画と税制改革がその経済政策の両輪を担っている。注目を集めている税制改革案では、税収を増やしてインフラ整備等に必要な財源を確保する一方、所得税を減らして個人の消費支出を促すことを目指している。

2018 年第1四半期(1～3月)の実質国内総生産(GDP)成長率は前年同期比 6.8%となり、前年の6.5%から 0.3 ポイント加速した。全体の7割を占める個人消費は、税制改革前の物価上昇を見込んだ駆け込み消費による反動などにより、前年同期比の 5.9%から 5.6%に鈍化したものの、引き続き高水準の経済成長を牽引している(表1)。

また、GDP の1割程度に達するフィリピン海外就労者(OFW)からの送金が景気を下支えしている点はフィリピン経済の大きな特徴の一つであるが、17 年の銀行経由の送金額は 4.3%増の 281 億米ドル、包

括的送金額は 5.3%増の 313 億米ドルに達し、双方ともに過去最高記録を更新した(表2)。

外国直接投資は鈍化傾向にあるものの、活発な国内投資と旺盛な個人消費を背景に、引き続き内販型での進出に高い関心が寄せられている。その中でも小売業への参入に関心を寄せる日系企業は増加しているものの、外資規制がその参入障壁となっている。ドゥテルテ大統領は、外国投資制限の撤廃や緩和に向け、小売業などの8分野を優先的に緩和すべく必要な法整備に取り組むよう指示した覚書に 17 年 11 月 21 日付で署名した。外資規制の対象業種を記載したネガティブリストは定期的に更

【表1】 2018 年1～3月の項目別実質 GDP 額と成長率

分類	2018 年 1～3 月	前年同期比(%)
個人消費	1,475,990	5.6
政府支出	236,740	13.6
資本形成	704,890	12.5
固定資本	678,002	8.9
在庫増減	26,888	-
財貨サービス輸出	1,255,987	6.2
財貨サービス輸入	1,548,633	9.3

(単位: 100 万ペソ、成長率は前年同期比) 出所: フィリピン統計局

【表2】 OFW からの銀行経由送金の推移

項目	推移				
年	2013 年	2014 年	2015 年	2016 年	2017 年
送金額	22,984	24,628	25,607	26,900	28,060
成長(%)	7.4	7.2	4.0	5.0	4.3

(単位: 100 万米ドル、成長率は前年比) 出所: フィリピン中央銀行

新されるが、現時点で最新のものは第 10 次外国投資ネガティブリスト(15 年 6 月 22 日発行)である。改訂版のネガティブリストの早期発行が望まれるが、本稿では現時点での規制内容及び問題点を考察したい。

2. 小売業の外資規制

1954 年の小売業国民化法により、外資企業による小売市場への参入は長らく禁止されてきたが、2000 年に制定された共和国法第 8762 号、通称“小売自由化法”(Retail Trade Liberalization Act of 2000)により外資による小売市場参入が条件付きで可能となった。同法第 5 条に基づき、以下の条件を満たす場合に限り外資の参入が認められる。なお、下記参入条件は、外資比率に関わらず満たす必要がある点に注意が必要だ。

- a) 払込資本金 USD2,500,000 以上
- b) 1 店舗当たりの投資金額が USD830,000 相当以上
- c) 外資比率が 80%超の場合、営業開始後 8 年以内に、フィリピン株式市場へ最低 30%の株式を公開すること
- d) 親会社の純資産が USD200,000,000 以上
- e) 世界で 5カ所以上の直営もしくはフランチャイズ店を有するか、資本金が USD25,000,000 以上の店舗を 1 店舗以上有すること
- f) 5 年間の小売業実績を有すること
- g) 親会社の登記国がフィリピン資本の小売業参入を認めていること

なお、高級品もしくは贅沢品に特化した企業の場合は次の条件となる。

- a) 1 店舗当たりの払込資本金が USD250,000 以上
- b) 親会社の純資産が USD50,000,000 以上
- c) 上記 e)-g)と同じ

高級品もしくは贅沢品の定義は同法 3 条に記載されており、宝石やブランド品、レジャー・スポーツ用品、電化製品など、生活維持に必要がなく、主に高所得者層からの需要があるものとされている。

3. 問題点

(1) 運用面での実態

上述の小売自由化法の発効と同時に、その施行細則(Rules and Regulations Implementing Republic Act No. 8762)が公布されたものの、その内容は小売自由化法とほぼ同一の内容となっており、例えば“1 店舗当たりの投資金額が USD830,000 相当以上”の「投資金額」とはどこまでを含み、いつ時点の金額を指し、どのように報告するのか等の詳細規定は明記されていない。また、上述した参入条件のうち、a)払込資本金 USD2,500,000 以上の規制遵守を監視監督する諸官庁は証券取引委員会(以下、SEC)となる一方、その他の規制事項の管轄は投資委員会(以下、BOI)となっているため、a)の条件を充足する限り SEC での法人設立は認可されるが、設立後の BOI での審査にて外資小売業としての許可が得られるかどうかは規定の曖昧さ故に不透明であることから、投資判断における大きなリスクとなっている。

(2) その他の参入障壁

外資規制以外の観点から考察すると、地場企業による流通および不動産における影響力、関税局（BOC）や税務署（BIR）などの政府機関対応の障壁もあり、独資での小売業参入はこれまでほとんど例を見ない状況である。

4. まとめ

アセアン域内での競争力の維持・向上、そして外国投資をさらに誘致し経済成長につなげるべく、冒頭に記載した覚書が発行された。一方、ドゥテルテ政権が同時に進めている 20 年ぶりの税制改革も注目を集めており、税制改革の動向次第ではフィリピンの投資促進へ大きな影響が生じる可能性もあることから、規制緩和およびネガティブリストの早期見直しが望まれる。



寺田 未来
(てらだ みき)

米国公認会計士資格合格者
Teradatrust Advisory Inc.



2004 年東京三菱銀行（現：三菱東京 UFJ 銀行）入行。09 年米国公認会計士試験合格。同年よりフィリピン進出日系企業に対する投資・会計・税務・労務・法務関連のアドバイザー業務に従事。12 年に Teradatrust Advisory Inc. を設立し、“お客様目線でのきめ細かいサービス”をモットーに製造業を中心とした在フィリピン日系企業のサポートを幅広く実施している。



【China】

環境保護規制による企業移転に関する 政策の整理と日系企業移転時の注意点

王 正洋 北京市君澤君(上海)法律事務所

はじめに

中国は改革・開放政策を導入することにより、高度経済成長を続けている反面、環境問題が深刻さを増し続けている。中国の環境問題については、大気汚染、水質汚濁・地下水汚染、土壌汚染、騒音、ヒートアイランドなどの現象がよく指摘されている。このような問題は、本質が環境保護と経済発展のジレンマということにあり、解決には生産企業の資金・技術や国民の意識改革など、さまざまな要素が関係する中、一部の企業の不正行為で問題が深刻化することが多々ある。こうした背景の下、中国の環境保護に関する法規制が強化され、新政策が次々と打ち出されている。そして、汚染物質排出基準の明確化、汚染防止・削減措置の実施、環境保護税などが求められる以外に、日系企業を含む在中国企業が直面しているのが、「移転問題」である。

一、企業移転の政策的根拠

中国の環境法体系の中心となるのは「環境保護法」である。同法は2014年に改正され、15年1月1日から施行された。また、14年から「大気汚染防止法」、「水質汚染防止法」、「環境影響評価法」などの法律が相次ぎ改正され、18年より「環境保護税法」を新たに施行するなど、中国政府は環境関連

法の整備を強化している。このような一連の法律によって、建設プロジェクトの工事に関する「三同時」制度¹、環境影響評価制度、期限付き汚染防除制度など環境保護の基本制度が構築された。企業が当該制度に違反した場合、罰金、操業停止、工場閉鎖などの措置が講じられる可能性が高い。なお、上記法体系に基づいて「大気汚染防止行動計画」（13年3月公布）、「水質汚染防止行動計画」（15年4月公布）、「土壌汚染防止行動計画」（16年5月）「化学工業園區の規範的發展を促進することに関する指導意見」（15年12月公布）を含む企業移転に関連する政策が数多く施行されている。次項では代表的な政策について解説していく。

1. 「全国旧工業基地調整改造計画(13～22年)」 (13年3月公布)

同計画は13～22年の間に、全国の古い工業地区を改造することを目的としており、その範囲は全国27省・自治区・直轄市となっている。同計画によって、企業の汚染物質排出による環境汚染の深刻化が指摘され、都市の市街地に工場を持つ企業を指導し、産業園區に移転させることや、グリーン生産を促進することなどが強調された。また、22年ま

¹ 新規建設、改築、拡張など環境に影響を与える可能性がある建設プロジェクト等にあたり、環境汚染防止施設を計画、建設、使用すること。

でに現代産業体系を形づくり、自主革新とグリーン・低炭素の水準を大きく引き上げ、古い工業地区の調整・改造を完成させることが目標として掲げられた。

2. 「工業企業の閉鎖、移転および跡地の再開発利用における汚染防止の強化に関する通知」(14年5月公布)

同通知では、企業は移転する過程で、汚染防止施設の正常な運行または使用を確保し、残された汚染物質を適切に処理しなければならないと明示された。また、汚染防止施設を正常に運行させることができない場合、企業は各種汚染物質の臨時処理案を策定し、実施しなければならない、その他に企業は旧工場跡地の土壌と地下水の環境品質を直ちに公表しなければならない。

3. 「城鎮人口密集区危険化学品生産企業の移転改造の推進に関する意見」(17年9月公布)

同意見では、都市部の人口密集区における危険化学品生産企業の移転改造の実施は、都市化の迅速な発展に適応し、城鎮人口密集区の安全および環境リスク減少に向けた重要な手段であるとした。その上で、25年までに城鎮人口密集区における安全・衛生保護距離の基準を達成していない危険化学品を生産している企業は、基準達成に向けた改造を行うか、他の産業園区に移転するか、または工場を閉鎖して市場から撤退させる方針を示した。そのうち、中小企業および重大なリスクのある大手企業は、18年末までに移転改造に着手し、20年末までに完了しなければならない、その他の大手企業および超大手企業は、20年末までに移転改造に着手し、25年末までに完了しなければならないとした。

上記目標を達成するために、各省の政府は組織体制を強化し、企業の移転改造に関わる問題解決に向け積極的に協力するとともに、移転改造が企業に与える影響を最小限に留めなければならないとされている。また、地方の各政府においてもプロジェクト管理体制を強化し、企業が法により移転改造プロジェクトの安全および環境影響の評価を行うよう促進すること、移転改造による従業員の再配置問題を改善し、社会安定のリスク評価を行うことなどの重要な役割を担っていかなければならないとした。

4. 「十三五揮発性有機汚染物質防止作業プログラム」(17年9月公布)

当該プログラムは、揮発性有機物(VOCs)汚染防止作業を全面的に強化し、重点地域、重点産業、重点汚染物質の削減を強化した上で、オゾン汚染悪化の勢いを抑制し、大気環境の継続的改善を促進することを目的として作成された。当該プログラムで指定される重点地域は、北京、天津、河北、遼寧、上海、江蘇、浙江、安徽、山東、河南、広東、湖北、湖南、重慶、四川、陝西など16省・市に及ぶ。また、上記目標を達成するために、企業移転を含む「散・乱・汚」企業への総合的な対策を推進する予定である。

また、環境保護に関連する企業移転に関しては、省・直轄市の政府レベルでもさまざまな政策を打ち出している。例えば、山東省は16年5月に大気汚染防止計画第2期行動計画を発表し、17年までに都市化している地区や主要な人口密集地区周辺にある石油化学、鉄鋼、化学工業、非鉄金属製錬、セメント、板ガラスなど重汚染企業の移転や改造をほぼ完了させるとしていた。18年1月、江蘇省政府が

「江蘇省城鎮人口密集区危険化学品生産企業の移転改造実施プログラム」、吉林省政府が「吉林省城鎮人口密集区危険化学品生産企業の移転改造実施プログラム」をそれぞれ公表した。18 年3月、上海市政府も「18 年～20 年環境保護と建設の三力年行動計画」を公布し、土壤に深刻な汚染をもたらしている企業を移転させる政策が明記されている。

上記一連の政策から、中国では環境保護に起因する企業移転について、中央と地方レベル双方から多くの政策が公布・施行され、環境保護に対する制約が厳しくなりつつある。このような背景の下、日系企業は規制に対して十分注意を払わなければならない一方、仮に移転したとしても、次なる問題に直面する可能性があることに注意しなければならない。

二、日系企業移転時の注意点

環境保護にかかる政策圧力に加え、16 年以降の中央環境保護監督検査組による全国各省での一斉監督検査の影響により、多くの企業が移転に追い込まれている。企業は移転する際にさまざまな問題に直面することが想定されるが、次項では日系企業が移転する際に注意すべき二つの重要なポイントについて説明する。

1. 建物の収用に対する補償

日系企業が保有するほとんどの工場建物は国有土地上にあり、その土地所有権は、自ら有償払い下げを受けたか、政府から無償割り当てを受けたか、または国有土地上の建物を賃借していることが一般的である。このような建物が収用された場合、その手続きや補償条件は「国有土地上建物収用・補償条例」(11 年1月公布・施行)によって原則が定

められている。同条例によると、被収用者に対する補償については、被収用建物の価値に基づいた補償、建物の収用による移転費用・臨時配置のための補償、操業停止による損失に対する補償が列挙され、その他には市・県級政府が補助金・奨励金を被収用者に与えなければならない(第 17 条)とされている。また、被収用者は金銭補償かあるいは建物の権利交換のどちらかを選択することができる(第 21 条)。

他方、省・自治区・直轄市政府も、補償に関して具体的な規定を制定している。例えば、「上海市国有土地上家屋収用および補償実施細則」(11 年 10 月公布・施行)では、非居住家屋を収用する場合、被収用者、公有家屋賃借人に対し、回復させて使用することのできない設備の再購入原価に基づき新旧の度合いと合わせて算出した費用は補償とされ、操業停止となった場合の損失補償基準は、被収用家屋の市場評価価格の 10%にて確定する(第 34 条、第 35 条)とされている。

また、実務上、土地に対する評価が市場価格より低いことや、地方政府の基準による操業停止にかかる損失の補償は、企業の実際の負担に満たないことがある。企業は、このような点について注意を払い、政府と十分に交渉する必要がある。

2. 従業員の配置と労働契約の解除

従業員の配置は、企業移転にかかる重要な問題となっている。従業員の配置に関しては、雇用状況を分析し労働契約を精査すること、従業員の配置計画を策定し従業員に説明すること、労働組合と交渉し承認を得ること、従業員と交渉し配置契約書に

署名を求めることなど、一連の手続きにより当該問題を解決していくことが一般的である。

また、従業員と労働契約を解除することについては、同一市内での企業移転の場合、通常、労働条件に大きな影響を及ぼすことがない。このため、例えば送迎バスの提供、交通手当の支給、勤務時間の適切な調整など企業が合理的措置を講じれば、労働者が労働契約解除を主張する理由に欠けると認定され、労働者に経済補償金を支払う必要はない。他方、省や市を跨ぐ移転の場合、労働条件に大きな影響がもたされることは確かであり、また、企業がそれを補うための措置を講じたとしても履行が困難である場合には、労働者からの労働契約の解除および経済補償金の支給といった主張は合理的な要求となり、労働仲裁機構または裁判所に支持される²。

その他、日系企業は環境規制への対応に不安がある場合、自主的に移転を検討することも選択肢の一つであると思われる。しかし、別の行政区域に移転する場合は、行政手続きが煩雑で従業員の処遇にも時間がかかるため、操業を停止せざるを得ない状況に陥るリスクがあることから、先に新現法を設立し、その後、旧法人を解散・清算するという方法が現実的である³。

² 邱奇峰「環境保護政策の圧力が企業に与える影響を法的視点から考察する」Chase China and Asia
<http://chasechina.jp/reports/chinabiz/judge/6028.html>
(2018年5月9日公表、同年6月1日閲覧)

³ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社、コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部、シニアアドバイザー 池上隆介「日系企業をめぐる工場立ち退きの動向」BTMU 中国月報(2017年9月)
<http://www.bk.mufg.jp/report/inschimonth/117090101.pdf>
(2018年5月23日閲覧)

おわりに

現在、中国では環境保護に関する規制が強化されており、中央や地方の政策により企業が移転せざるを得ない事例が増加している。中国に進出している日系企業は、関連法規制の遵守だけでなく、地域の発展計画、産業政策、規制強化の動向、国家レベルの政策方針などを正確に把握すべきである。そして、移転する際には建設プロジェクトの工事に関する「三同時」制度、汚染物質排出登記・許可証制度、建設プロジェクトの環境影響評価制度など、環境保護の基本制度に従った上で、建物の収用に対する補償や、従業員の配置と労働契約の解除などの点について、注意を払う必要がある。また、企業移転に関する規定は不明確な部分があり、地方ごとに異なるため、企業は事前に必ず当局との交渉や運用の確認を行うべきだろう。



君澤君律师事务所
JunZeJun Law Offices

王 正洋(おう せいよう)

北京市君澤君(上海)法律事務所
シニアパートナー
弁護士
日本チーム責任者

1987年西南政法大學卒、法学学士。95年北京大學、民商法修士。2005年ニュージーランドビクトリア大學 国際経済法修士。裁判官として5年、また弁護士として、30年以上にわたる豊富な実務経験を有し、複雑な商事紛争に関する訴訟と仲裁を得意とする。上海国際商會副會長、上海四川商會副會長、四川省政府招商顧問などを務め、2016年、法律雑誌「Lawyer Monthly」で商事仲裁の弁護士に選ばれた。



【Taiwan】

台湾での内部留保課税の概要と 所得税法改正内容

坂下 幸紘 フェアコンサルティング台湾

1. はじめに

2018 年 1 月 18 日に所得税法改正案が可決され、同年 1 月 1 日に遡って施行されました。特に営利事業所得税率の引き上げ、内部留保課税率の引き下げと、それに伴う配当時源泉税からの控除廃止等は日系企業の経営に少なからず影響を及ぼします。本稿では改正内容のうち、内部留保課税の引き下げと配当時源泉税からの控除廃止について、具体的な計算例を交え、改正の影響額と対応策等を解説します。

2. 2018 年改正内容

今回改正された所得税法の内容のうち、法人経営に影響を及ぼす項目を下表 1 に抜粋して掲載しています。

営利事業所得税は従来の 17%→20%に税率が

引き上げられています。内部留保課税は従来の 10%→5%に引き下げられた一方で、従来あった利益配当時の源泉税からの控除は廃止されることとなりました。また、非居住者への配当時の源泉徴収税率は 20%→21%へ引き上げられていますが、日本へ配当する場合、日台租税協定を適用することで 10%に減免することが可能なため、実質的に影響はありません。ただし、租税協定を締結していない国へ配当する場合は税負担が増すため留意する必要があります。

3. 配当源泉時の課税について

台湾では従来から未配当の利益に対して課される留保金課税があり、利益が出た翌年度に配当を行わなかった場合、翌年度の営利事業所得税申告の際に未配当利益 10%が課税されました。この課税後に配当を行うと、課税済み配当額の一部を、

【表 1】 2018 年所得税法改正内容抜粋

	改正前	改正後	適用時期
営利事業所得税率	17%	20%(*1)	2018 年度
内部留保課税率	10%	5%	2018 年度
留保金課税後の配当時 控除	50%	廃止	2019 年 1 月 1 日
非居住者への配当時 源泉徴収税率	20%	21%(*2)	2018 年 1 月 1 日

(*1) 課税所得 NTD500,000 未満の法人の場合、2018 年度は 18%、2019 年度は 19%、2020 年度から 20%の経過措置あり。

(*2) 日本への配当の場合、租税協定適用により 10%となるため、影響はない。

配当時に支払う源泉徴収税率から控除し、内部留保課税額の一部を取り戻すことができました。

今回の改正では内部留保課税率が 10%から 5%に変更され、19 年 1 月 1 日以降の配当から適用されることとなります。それと同時に内部留保課税後の配当時控除は廃止されることとなります。具体的な計算をもとに影響額を見ていきます。

下表2から、改正前と改正後とで利益を翌年に配当しなかった場合を比較(①と③を比較)すると、内部留保課税の税率変更は 18 年度からとなるため、両者とも税率 10%で同じですが、留保金課税後の配当時控除は 19 年 1 月 1 日から適用になるため、③では控除のメリットを享受できません。そのため、3.74 の税負担増加となります。

17 年度の利益を 18 年中に配当するか、19 年以降に配当する場合を比較すると(②と③を比較)、18 年中に配当を行うことで税負担額は 25.3 となりますが、19 年以降に配当する場合、32.77 となり、7.47 の税負担が増すこととなります。これは 17 年の利

益は内部留保課税が改正前の 10%が適用され、かつ 19 年以降の配当の場合、配当時控除廃止の適用を受けるため、最も不利な条件で課税されることとなります。以上から 17 年の利益について配当の予定がある場合は 18 年中に配当する方が有利となります。具体的には 18 年 12 月 31 日までに配当送金を行うことで控除可能となります。

最後に 18 年度の利益を 20 年以降に配当する場合(つまり翌年には配当しない④)を見てみると、営利事業所得税率が 17%→20%に増加しますが、内部留保課税の税率が 10%→5%に引き下げられるため、③と④とで比較すると税率が下がった分、税負担が減少していることが分かります。

4. 日系企業の対応状況

今回の法改正を受けて台湾に進出している日系企業は情報収集を行うとともに、さしあたり 18 年に配当を行うか否かの検討を行っている会社が多くみられます。しかし、各社の対応状況を見てみると、当然ながら毎年配当を行っている会社では従来通

【表2】2018 年所得税法改正内容抜粋

	(改正前) 翌年に配当しな かった場合	2017 年度		2018 年度
		2018 年 に配当	2019 年以降 に配当	2020 年以降 に配当
税引き前純利益	100.0	100.0	100.0	100.0
営利事業所得税率	17%	17%	17%	20%
営利事業所得税	17.0	17.0	17.0	20.0
純利益	83.0	83.0	83.0	80.0
内部留保課税率	10%	-	10%	5%
内部留保課税	8.3	0	8.3	4.0
配当可能額	74.7	83.0	74.7	76.0
配当源泉税	7.47	8.3	7.47	7.6
配当時控除	3.74	-	0	0
税負担額	29.04…①	25.3…②	32.77…③	31.6…④

り、配当を行うこととなりますが、配当を行っていない会社では、今回の法改正によって溜まっていた留保金を配当するという判断を行う会社は多くないように見受けられます。やはり、現地法人の資金繰りや再投資等を考慮に入れ総合的に判断されるものであり、配当源泉税からの控除メリットのみでは配当を決定するまでには至らないようです。ただし、もともと配当を考えていた会社は 18 年 12 月 31 日までに配当送金を行うことで控除のメリットを享受できるため、期限までに行えるよう検討を行っています。

5. まとめ

18 年は配当源泉税からの控除を行うことができる最後の年となります。17 年の利益、もしくは過年度の内部留保課税を受けている留保金がある場合は、その配当を行うことで総合的に税負担を減らすことができます。実際の配当に当たっては、全体の資金計画を踏まえた上で、会社にとって税務上有利な方法を事前によく検討されることをお勧めいたします。



坂下 幸紘
(さかした ゆきひろ)

FAIR CONSULTING TAIWAN CO.,LTD

大学卒業後、国内大手メーカーにて約 10 年にわたり、工場での固定資産管理・原価管理を中心とした工場会計、子会社への内部監査・経理指導、本社での予算業務・経営分析などの管理会計を中心に担当してきた。現在フェアコンサルティングでは、前職の経験を生かしながら日系企業の台湾進出サポートや進出後の財務・会計・税務面での支援業務を行っている。



【アジア経済情報】

アジア経済概況

～緩やかに減速も、通貨・通商リスクに注意～

小林 公司 みずほ総合研究所

Q1の景気は堅調

2018 年1Q(1～3月期)のアジア経済は総じて堅調だった。各国・地域別では、17 年4Qに比べ、成長率が高まった国のほうが多かった(図表1)。

1Qについて国・地域別にみると、中国の成長率は前期から横ばいとなって堅調を維持した。内需の拡大が主因であり、外需は内需拡大に伴う輸入の増加で5四半期ぶりのマイナス寄与となった。NIEs では、韓国が2四半期ぶりのプラス成長に復し、香港は急加速し、いずれも輸出が好調だった。シンガポールは減速したが、自動車を中心とする消費の落ち込みが一因で、むしろ主力の輸出は増加を続けた。一時的変動を除けば、景気回復基調は持続していたとみられる。台湾の減速も在

庫減少と輸入増加が主因で、景気の実勢は底堅く推移した。

ASEAN5では、マレーシア、タイ、フィリピンが加速し、3カ国とも内需が改善した。ただし輸出については、マレーシアは改善したが、フィリピンとタイでは鈍化し、まちまちだった。インドネシアは小幅に減速したが、堅調な内需を反映して純輸出のマイナス寄与が拡大したことによるもので、実勢は底堅かった。ベトナムも減速したが、例年1Qの成長率は低い傾向にあることを踏まえれば、今年は例年に比べて高い発射台となった。ASEAN5の中では例外的に内需は振るわず、むしろ輸出が好調だった。

インドは加速した。16 年末の高額紙幣廃止等の影響で、景気は 17 年前半まで停滞したが、その後は3四半期連続で持ち直した。公需の拡大が目立ち、個人消費も堅調だった。

19 年にかけて輸出拡大の勢いは和らぐ見通し

18～19 年を展望すると、中国経済の拡大およびITサイクルのいずれもピークアウトが想定される。このため、アジアの輸出は次第に伸びを鈍化させることになるだろう。

中国では、過剰な生産能力や債務をデレバレッジする構造調整に取り組みつつ、過度な調整とならないよう成長率の軟着陸が図られる見通しであ

【図表1】実質GDP成長率

(単位: 前期比年率、%)

	2017				2018
	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3
韓国	4.0	2.6	5.7	▲ 0.8	4.1
台湾	1.9	2.7	4.0	4.8	0.8
香港	3.5	3.5	2.9	3.4	9.2
シンガポール	▲ 1.5	2.8	11.2	2.1	1.7
タイ	4.8	5.3	4.0	1.9	8.1
マレーシア	6.9	5.1	7.2	4.2	5.6
フィリピン	5.5	7.9	6.9	6.2	6.3

(単位: 前年比、%)

中国	6.9	6.9	6.8	6.8	6.8
インドネシア	5.0	5.0	5.1	5.2	5.1
ベトナム	5.2	6.3	7.5	7.7	7.4
インド	6.1	5.6	6.3	7.0	7.7

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data より、みずほ総合研究所作成

る。NIEs では、輸出依存度が高いため、中国をはじめ世界経済のピークアウトを反映して輸出を中心に景気拡大ペースは鈍化するとみられる。IT輸出も減速するが、スマートフォン以外のIoT(モノのインターネット)やAI(人工知能)など、新技術関連の半導体需要を受けて底堅く推移するだろう。

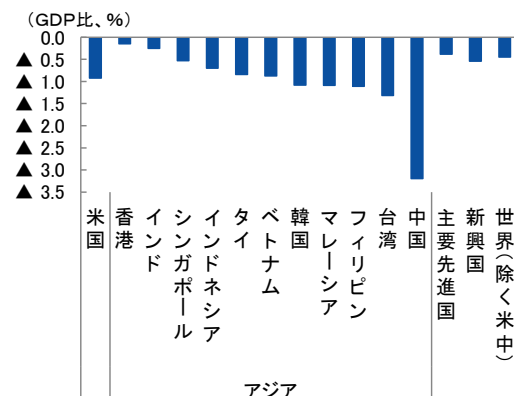
ASEAN5では世界経済のピークアウトを受けて輸出が緩やかに鈍化するものの、NIEs に比べて輸出依存度は低いため、内需に支えられて成長率の低下は総じて小幅にとどまると見込まれる。

インドでは 17 年前半まで景気が停滞した反動から、特に 18 年前半の成長率は高めになる可能性が高い。反動を均しても、主力の内需を中心に景気は緩やかな改善基調で推移するとみられる。

通貨の不安定化と米中通商問題の深刻化はリスクファクター

リスク要因としては、4 月以降に表面化した新興国の資金流出・通貨下落が挙げられる。アルゼンチンやトルコに比べてアジアのファンダメンタル

【図表2】米中間の貿易が 20%減少した場合の各国GDPへの影響(試算)



(注) 2014~16 年の経済構造に基づく試算。米国と中国では、国内品での代替が間に合わない場合を想定。「主要先進国」は米国を除き、「新興国」は中国を除く。

(資料) 国連、世界銀行より、みずほ総合研究所作成

ズは健全だが、米金利上昇で米ドル高が続き、通貨防衛のためアジアでも大幅に金利が上昇する場合、内需の失速が懸念される。

また、3 月以降に強まっている米中貿易摩擦もリスク要因だ。双方が合意に至るとするのが基本シナリオだが、保護主義的措置をエスカレートさせる最悪シナリオの場合、両国だけでなく、両国

のいずれとも関係の深いアジアへの影響は他地域に比べて大きいと試算される(図表2)。

18 年と 19 年の成長率は、中国が +6.5%、と +6.4%、NIEs が +2.8%と +2.5%、ASEAN5 が +5.3%と +5.1%、インドがともに +7.4%と予測する。アジア全体では +6.2%と +6.0%で、緩やかに低下する見通しだ(図表3)。

【図表3】アジア経済見通し総括表

	(単位: %)					
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年
アジア	6.4	6.2	6.2	6.1	6.2	6.0
中国	7.3	6.9	6.7	6.9	6.5	6.4
NIEs	3.5	2.1	2.3	3.2	2.8	2.5
韓国	3.3	2.8	2.9	3.1	2.9	2.6
台湾	4.0	0.8	1.4	2.9	2.5	2.4
香港	2.8	2.4	2.2	3.8	3.0	2.4
シンガポール	3.9	2.2	2.4	3.6	3.3	2.6
ASEAN5	4.6	4.9	4.9	5.3	5.3	5.1
インドネシア	5.0	4.9	5.0	5.1	5.1	5.2
タイ	1.0	3.0	3.3	3.9	3.8	3.0
マレーシア	6.0	5.1	4.2	5.9	5.4	5.0
フィリピン	6.1	6.1	6.9	6.7	6.6	6.5
ベトナム	6.0	6.7	6.2	6.8	7.0	6.6
インド	7.0	7.6	7.9	6.2	7.4	7.4
(参考) 中国・インドを除くアジア	4.2	3.8	3.9	4.5	4.4	4.1
(参考) 中国を除くアジア	5.4	5.4	5.7	5.3	5.8	5.6

(注) 実質GDP成長率(前年比)。網掛けは予測値。平均値はIMFによる 2016 年GDPシェア(購買力平価ベース)により計算。

(資料) 各国・地域統計、CEIC Data、IMFより、みずほ総合研究所作成

Back Issues

2017 年 11 月発行 第 67 号

- ・中国食農ビジネスの機会を探る～日本の技術・ノウハウで中国の課題解決に貢献～
- ・加速する産業移転の現状と課題(続編)
- ・Vietnam: ベトナムにおける移転価格の新政令と通達
- ・Philippines: フィリピン VAT 還付制度
- ・Cambodia: カンボジアの最新税務動向
- ・India: インドビジネス最新情報 [27] 2016 年破産法および倒産法の解説
- ・China: 中国会社法「司法解釈(四)」の要点解説
- ・China: 中国における非貿易送金の実務～ロイヤルティとサービスフィー～
- ・Hong Kong: ウェルス・マネジメントにおける新たな選択肢～オフショア信託～

2017 年 12 月発行 第 68 号

- ・ベトナム投資を拡大する韓国企業
- ・中国医療事業への参入に関する考察
- ・Indonesia: 新移転価格文書化規則制定後の動向と企業の対応
- ・Vietnam: 製造業に対する優遇税制の特徴と拡張投資にかかる留意点
- ・India: インド IBC を活用した債権回収実務の現状とその留意点
- ・India: インドの税制 [66] インドにおける新たな税務計算・開示基準(ICDS)の適用
- ・China: 商業賄賂リスク防止～贈答と賄賂の境界線～
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [28] 中国国際投資紛争仲裁規則(試行)
- ・Hong Kong: 香港における航空機リース事業の税制改正

2018 年 1/2 月発行 第 69 号

- ・2017 年下期為替市場の回顧と 2018 年の見通し
- ・香港の賃金動向～2017 年の回顧と 18 年の展望～
- ・Vietnam: ベトナム企業を対象とする M&A の法律上・実務上のポイント
- ・Vietnam: 国家証券委員会のオフィシャルレターの有効性
- ・Vietnam: ベトナムの付加価値税還付に関する現行制度の問題点とその改正
- ・Australia: 豪州移転価格税制
- ・Malaysia: 2018 年度マレーシア予算案における税制改正
- ・India: インドビジネス最新情報 [28] BEPS アクションプランに対応する移転価格文書化への取り組み
- ・China: 中国における税関調査～一般的な流れと対応

2018 年 3 月発行 第 70 号

- ・不動産投資の実務と留意点 [1] ～不動産投資マーケットの現状～
- ・動き出す「広東・香港・マカオ・バイエリア」構想
- ・Vietnam: 移転価格に関する法人税申告時の提出資料
- ・India: インドの税制 [67] 2018 年インド予算案の概説
- ・Thailand: タイにおける BEPS への取り組み状況および移転価格税制アップデート

- ・Taiwan: 台湾における所得税法の条文改正草案
- ・China: 解説・中国ビジネス法務 [29] 中国における環境保護税の導入
- ・Hong Kong: 香港における移転価格税制の概要

2018 年 4 月発行 第 71 号

- ・不動産投資の実務と留意点 [2] ～外資による不動産投資～
- ・広東省東西北部への進出～梅州市の投資環境
- ・Vietnam: BEPS 行動計画 4 にかかるベトナムの動き
- ・India: インドビジネス最新情報 [29] GST と E-Way Bill の導入
- ・Singapore: シンガポール 2018 年度予算案における税制改正
- ・China: 企業家の法的権益を保護するための健全な法的環境の構築に関する最高人民法院と最高人民検察院の解釈
- ・Hong Kong: 香港証券取引所「議決権種類株式」の上場解禁に向けた動き
- ・M&A と事業分離(前編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018 年 5 月発行 第 72 号

- ・勃興する深圳ベンチャー企業～紅いシリコンバレーで何が起きているのか～
- ・香港における介護市場の概況と課題
- ・Indonesia: さらにハードルが高くなった中小企業の投資
- ・Vietnam: 小売業の外資規制～ENT の免除条件の明確化
- ・India: インドの税制 [68] インド 2018 年予算案および GST の最新動向
- ・Philippines: フィリピンにおける税制改正
- ・China: 中国現地法人の内部統制
- ・China: 「受益所有者」にかかる最新公告の解説
- ・M&A と事業分離(後編)～取引における留意点とコンプライアンス～

2018 年 6 月発行 第 73 号

- ・香港ビジネス展開先として中国を再評価する日本企業～2018 年 2 月アジアビジネスアンケート調査結果から～
- ・拡大するフィリピンの消費市場と参入障壁
- ・岐路に立つ広交会
- ・India: 日印の人的役務提供等に係る源泉所得税
- ・Vietnam: ベトナムにおいて財務・税務デューデリジェンスを実施する際の留意点
- ・Malaysia: マレーシア GST 廃止と SST 再導入
- ・China: 個人情報安全規範の施行
- ・China: BEPS13 に基づく中国の新文書化制度～現地法人が取るべき対応の検討～
- ・China: 中国仲裁における司法審査と報告承認にかかる新規定
- ・Hong Kong: 香港における労働法制と改正見通し

みずほ銀行 香港営業第一部

中国アセアン・リサーチアドバイザリー課

TEL (852) 2306-5670

国際戦略情報部（日本）

TEL (03) 6628-9208



免責事項

1. 法律上、会計上の助言

本誌記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。また、弁護士など専門家を紹介することで費用は一切頂きません。

2. 秘密保持

本誌記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。

3. 著作権

本誌記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本誌の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。

4. 諸責任

本誌記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。各申請項目については、最終批准の取得を保証するものではありません。みずほ銀行香港支店はみずほフィナンシャルグループに属するグループ会社と協同してお客様をサポートします。また、みずほフィナンシャルグループに属するあらゆる会社から提供されるサービスは当該サービスが行われた国・地域・場所における法律、規制及び関連当局の管轄下にあります。